

規 約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は全日本合唱連盟東北支部青森県合唱連盟（1960年4月1日発足）と称す。
第 2 条 本連盟の事務局は、事務局長宅に置く。

第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本連盟は、青森県の合唱音楽の普及発達を図ることを目的とする。
第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 合唱に関する大会の開催（全日本合唱コンクール青森県大会など）
2. 合唱に関する研究会、講習会、演奏会などの開催
3. 合唱指導者の育成（国内外研修費を助成する）
4. その他、社会教育活動に必要と認められる事業

第 3 章 組 織

- 第 5 条 本連盟は、青森県の中学校、高校、大学、一般（ジュニア・職場・おかあさん含む）の合唱団で組織する。
第 6 条 本連盟の事業については、総会で審議し、決定する。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 本連盟に下記の役員を置く。
理事長 1名 副理事長 3名 理事 若干名 監事 2名
事務局長 1名 事務局員 若干名 会計 1名 顧問 若干名
東北支部常任理事（本連盟理事長）
東北支部理事（20団体以内2名、21団体以上35団体まで3名、以下15団体増える毎に1名追加する。）
第 8 条 上記の役員は、総会において決定する。
原則として青森、弘前、八戸の三支部より五部門にわたるよう配慮する。
第 9 条 理事長は、本連盟を代表して会務を統括する。
第 10 条 副理事長は、理事長を補佐する。
第 11 条 役員は、役員会を組織し会務遂行にあたる。
第 12 条 監事は、事業運営及び会計の監査を行う。
第 13 条 事務局長は、本連盟の事務を掌る。
第 14 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
補欠役員任期は、前任者の任期満了と同時に終わる。

第 5 章 顧 問

第 15 条 本連盟に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

第 6 章 会 議

第 16 条 会議は総会、役員会とする。

第 17 条 役員会は原則として毎年2回、理事長が招集する。

第 18 条 役員の中の2分の1以上の要求があった場合は、臨時役員会を開く。

第 19 条 役員会は構成員の2分の1以上の出席で成立する。

第 20 条 会議に委任状を提出したものは、出席とみなすが議決権はない。

第 21 条 総会は原則として4月末までに開催する。臨時総会は役員会の承認を経て理事長が招集する。総会は構成員の2分の1以上の出席で成立する。

第 22 条 総会の議長は総会で選任し、役員会では理事長が指名する。議決は出席者の過半数の賛成によるが、賛否同数の時は議長が決定する。

第 23 条 総会で付議する事項

1. 事業の企画及び実施に関すること
2. 予算および決算の承認
3. 規約の改正および規約の内規に関すること
4. 役員を選任に関すること
5. 加盟団体その他文化団体との連絡に関すること
6. その他必要と認められること

第 7 章 会 計

第 24 条 本連盟の経費は加盟金10,000円、補助金、その他収入をこれにあてる。

第 25 条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

第 8 章 付 則

第 26 条 本規約の実施上必要な細則は、別にこれを定める。

本規約の変更、改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

加盟金の改定は平成元年度理事会で7,000円とする。

加盟金の改定は平成22年度総会で10,000円とする。

平成2年度より総会を実施する。規約は平成2年3月21日に改正される。

中学部門の加入により、第5条、第8条を一部改定し、平成3年4月1日から施行する。

第7条を一部改定し、平成13年4月1日から施行する。

第7条を一部改定し、平成15年4月1日から施行する。

第1条に一部追加し、第25条を一部改定し、平成20年4月1日から施行する。

第21条、第25条を一部改定し、平成26年4月1日から施行する。

第1条、第4条、第5条、第7条を一部改定し、平成27年4月26日から施行する。